

新規開業資金(平成 28 年熊本地震関連) 概要

対象となる融資制度	「新規開業資金」、「女性、若者／シニア起業家資金」、「食品貸付」、「生活衛生貸付(生活衛生新企業育成資金)」
ご利用いただける方	<p>【創業する被災者の方】</p> <p>対象となる融資制度をご利用いただける方で、次のいずれかに該当し、熊本県内に事業所を有して事業活動を行う方</p> <p>ア 平成 28 年熊本地震関連の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、熊本県内において創業する方(勤務先が熊本県内に所在する場に限り)</p> <p>イ 前アにより創業後税務申告 2 期未満の方(注 1)</p> <p>※公共職業安定所が発行した「雇用保険受給資格者証」を提出していただく必要があります</p> <p>【被災地で創業する方】</p> <p>対象となる融資制度をご利用いただける方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 熊本県内において創業する方</p> <p>イ 前アにより創業後税務申告 2 期未満の方(注 1)</p>
資金のお使いみち	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする資金(注 2)
ご融資額	1,000 万円以内
ご返済期間	設備資金:20 年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金: 7 年以内 [うち据置期間2年以内]
利率(年)	<p>【創業する被災者の方】 当初 3 年間: 基準利率-0.9%、4 年目以降: 基準利率-0.5%</p> <p>【被災地で創業する方】 完済まで、基準利率-0.3%</p>

(注 1) 平成 28 年熊本地震後に創業し、現在も熊本県内において営業している方に限ります。

(注 2) 生活衛生貸付については設備資金に限ります。

※ ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫

国民生活事業